

きたもと食べ歩き・まち歩きマガジン配架事業者募集実施要綱

令和7年4月14日 市民経済部産業観光課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、きたもと食べ歩き・まち歩きマガジンの配架を希望する市内事業者の募集について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 北本市内に住所を有する事業所、店舗及び販売所とする。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業者は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種及びそれに類する業種
- (2) 消費者金融に関する業種
- (3) たばこ製造に関する業種
- (4) ギャンブルに関する業種
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医業類似行為を行う事業者
- (7) 占い、運勢判断等に関する業種
- (8) 宗教団体
- (9) 興信所、探偵事務所等の業種
- (10) 債権取立て、示談引き受け等をうたった業種
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団、その他反社会的団体及び特殊結社等の構成員がその活動のために利用する事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) その他、市長が配架場所としてふさわしくないと認めるもの

(事業の実施方法)

第3条 本事業は、きたもと食べ歩き・まち歩きマガジンの配架を希望する市内事業者（以下、「配架事業者」という。）がきたもと食べ歩き・まち歩きマガジンの配架に協力し、北本市役所が市ホームページ等で配架事業者を公表することにより実施する。

(配架事業者の登録)

第4条 配架事業者として登録を受けようとする者は、市長が定める方法により、市長に申し込まなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、配架事業者が次の各号に該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条の各号に該当するに至ったとき又は該当することが判明したとき。
- (2) 配架事業者が配架の取り止めを希望するとき。
- (3) その他、市長が不適切と判断したとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。